

議案第4号

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条中「次に掲げる」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている」に改め、「職員」の次に「(任命権者が指定する者を除く。)」を加え、同条各号を削る。

第14条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「介護休暇をいう。)」の次に「又は介護時間」を加える。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条中「次に掲げる」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている」に改め、「職員」の次に「（管理者が指定する者を除く。）」を加え、同条各号を削る。

第16条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「介護休暇をいう。）」の次に「又は介護時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

技能、労務職員及び企業職員に係る扶養手当の支給対象要件を改めるとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇等の新設を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。